

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年2月21日(2008.2.21)

【公開番号】特開2002-224028(P2002-224028A)

【公開日】平成14年8月13日(2002.8.13)

【出願番号】特願2001-30251(P2001-30251)

【国際特許分類】

A 6 1 B 1/04 (2006.01)

G 0 2 B 23/24 (2006.01)

H 0 4 N 7/18 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 1/04 3 7 2

G 0 2 B 23/24 B

H 0 4 N 7/18 M

【手続補正書】

【提出日】平成20年1月4日(2008.1.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 2】

また、絶縁テープ146の半分の厚さ単位でしか固体撮像素子124の撮像面中心182を偏芯させることができないため、複数種類のそれぞれ厚さの異なる絶縁テープ146を用いなければならず、調芯作業に多大な時間を要していた。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 6】

先端部本体10に軸線方向に形成された孔には図5に示す撮像素子格納ケース27が嵌挿固定されている。また、撮像素子格納ケース27にはYAGレーザーカットフィルター22、カバーガラス23、固体撮像素子24、および固体撮像素子24を駆動制御する基板43が内挿固定されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図5】

